会費納入規定

会費の納入

- 第 1 条 会費は原則として、毎月 27 日 (休日の場合はその翌営業日) に、1ヵ月分を 納入しなければならない。 但し、事前申告により一括納入もできるものとする。
- 第 2 条 一括納入する場合、当該年度前年の12月20日までに申告書類を添付して、 専務理事まで提出しなければならない。
- 第 3 条 会費が 2 ヶ月連続して未納の場合は、その旨催告して、特別な理由があると 認められない場合、定款第 10 条に基づき除名審議をすることができる。
- 第 4 条 会費の徴収方法については、理事会及び委員会に於いて定め、その都度徴収する。
- 第 5 条 臨時会費については、理事会及び委員会に於いて定め、その都度徴収する。
- 付記事項 この規程は 2,006 年度より適用する。但し、2005 年度新入会員については、特別に 2005 年度より適用する、

(平成17年7月26日の理事会にて変更追加)

庶 務 規 定

第 1 章 慶 弔

第 1 条 本会議所会員にして慶弔のあった場合は、次の規定に依り慶弔金を給付する。 会員中に該当者がある場合は、必ず事務局へ通知すること。

第 2 条 給付に関しては次の通り定める。返礼は不要とする。

(1) 正会員の結婚の場合

10,000 円又は記念品

(2) 正会員の死亡の場合

30,000 円

(3) 正会員の配偶者及び原則として直系家族(2等身以内)の死亡の場合

10,000 円

(4) 特別会員死亡の場合

10,000 円

(5) 名誉会員、賛助会員死亡の場合

5,000 円

第 3 条 災害その他については、理事会に於いて適時決定する。

第 2 章 旅 費

第 4 条 会員の公用上の旅費、その他に付随する諸費用は全て会員の負担とする。

第 3 章 金銭出納に関する規定

第 5 条

- 1. 会費及び登録料その他の納金は全て銀行当座に入金する。支払いは、担当委員長から支払伝票を発行(請求書添付)総務委員長が検印の上、支払う。
- 2. 支払いは原則として小切手記名式とする。

第 4 章 入金に関する規定

- 第 6 条 入会金は原則として、JC 基金として積立する。
- 第 7 条 JC 基金の運営については、総会の議を経て別に定める。